教育委員会定例会会議録

令和元年10月17日(木)

教育委員会定例会会議録

令和元年10月17日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎 5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 城田禎行 委 員 豊嶋常和 委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 竹内一郎 教育指導担当部長 吉野利彦 教育施設課長 大谷 篤 教職員担当課長 工藤裕一郎 学校教育指導課長 青柳和富 小和田公民館担当課長兼館長 鈴木俊也 鶴嶺公民館担当課長兼館長 三浦悦子 松林公民館担当課長兼館長 森井 武 香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗 体験学習センター担当課長 太田幸久 教育センター所長 髙橋 励

教育推進部長 中山早恵子 教育総務課長 前田典康 学務課長 藤木徹也 教育政策課長 小池吉徳 社会教育課長 石井 亨 南湖公民館担当課長兼館長 高木直昭 青少年課長 岡本隆司 図書館長 佐藤 勇

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから10月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第46号令和2年度茅ヶ崎市県費負担学校教職員人事異動方針につい てを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教職員担当課長 日程第1 教委議案第46号令和2年度茅ヶ崎市県費負担学校教職員人 事異動方針についてにつきまして、教職員担当課長からご説明申し上げます。

まず初めに、資料はございませんが、県費負担教職員の任命権者である神奈川県教育委 員会が定めた神奈川県公立学校教職員人事異動方針についてご説明いたします。なお、こ れについては昨年度と変更はございません。その内容は、人事異動に当たっては教職員の 適正な配置に努めるものとするとして、次の3点が示されております。1点目は適材を適 所に配置すること、2点目は教職員の編成を刷新強化すること、3点目は全県的な視野に 立って広く人事交流を行うこと。以上が神奈川県公立学校教職員人事異動方針でございま す。

それでは、2ページをごらんください。茅ヶ崎市教育委員会といたしましては、県の方針に基づきまして、ここにございます方針のとおり定めたく、提案するものでございます。

それでは、方針を読み上げさせていただきます。

令和2年度茅ヶ崎市県費負担学校教職員人事異動方針

茅ヶ崎市教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため、人事異動に当たっては、適材を適所に配置すること、広く各校の人事交流を行い、教職員の編成を刷新強化することを基本として、積極的に教職員の適正配置に努めるものとする。

1 同一校に10年を超えて勤務する者

従来より配置換を行ってきたところであるが、令和2年度においても、その能力と 適性を考慮して積極的に配置換を行う。

2 同一校に3年を超え10年以内勤務する者

地域によって学校規模に違いが見られることや、各校ごとの学校運営上の問題点に 留意し、また、教職員構成の均等化を図る意味から、転任希望の申出のみにとらわれ ず配置換を行う。

なお、6年以上になる者については計画的に配置換えを行うこととする。

3 同一校に3年以内勤務する者

教育効果の向上を図るため、原則として異動の対象としない。ただし、特別の事情 のある者についてはこの限りではない。

方針の内容は昨年度と変更はございませんが、同一校6年以上となる教員は、これまでの学校長からの指導により、異動について意識化が進んでおります。この方針のもと、各学校の実情、課題を把握した中で、積極的、計画的な教職員の異動を行っていきたいと考えております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 これを変えてほしいとかということではなく、参考までに教えていただきたいんですけれども、初任者については何年以上、何年間はその学校にいなさいよ、それから、その学校で何年勤めたら、いわゆるこの積極的異動の対象になりますよというものがございますでしょうか。

○教職員担当課長 県の人事異動方針に準じている関係でそのような示し方になっておりますけれども、新採用教員に関しましては同一校勤続年数4年を経過する者に対して配置換希望調書を提出するよう働きかけております。通常6年としている2番のところに含むものとして考えておりまして、6年を経過した新採用については積極的に配置換え、8年を1つの限界と捉えた上で、人事異動をするようにしています。8年となれば、次年度はほぼ異動対象者というふうに考えております。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第46号令和2年度茅ヶ崎市県費負担学校 教職員人事異動方針については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決します。

続きまして、日程第2 教委議案第47号茅ヶ崎市教育基本計画(素案)についてを議題 といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育政策課長 日程第2 教委議案第47号茅ヶ崎市教育基本計画(素案)について、教育政策課長よりご説明申し上げます。

議案書は3ページから4ページをごらんください。

本案は、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第2条の規定に基づき、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定について調査・審議をしていただきたく、同審議会に諮問をしたく提案するものでございます。

茅ヶ崎市教育基本計画(素案)につきましてご説明いたします。資料は別冊の資料1を ごらんください。

3枚ほどめくっていただきまして、1ページをごらんください。1-1計画策の趣旨につきましては、平成23年3月に現行の教育基本計画を策定し、平成28年2月にはその改訂をしていること、今後10年間で取り組むべき事項があること、現行計画が目標年次を迎えることを踏まえ、茅ヶ崎市総合計画等との整合を図りながら、次期教育基本計画を策定す

ることを記載しております。

2ページをごらんください。1-2計画の範囲と位置づけです。範囲を学校教育と社会 教育の分野とし、総合計画が目指す将来都市像の実現のため、総合計画の政策目標1及び 4を担ってまいります。

3ページの1-3計画期間でございます。令和3年度を初年度として10年間といたします。

1-4前計画の取り組みでは、学校教育、社会教育、教育行政に関する主な取り組みと 今後の方向性を記載しています。

7ページをごらんください。1-5教育を取り巻く施策の動向でございます。現行計画 策定から10年間で、超高齢社会、働き方改革など社会の変化に対してさまざまな分野で取 り組みが始まっています。そちらの例として、長寿社会におけるまちづくり、家から出て 地域で楽しむという屋外生活を楽しむまちづくり、子どもの未来応援プロジェクトや持続 可能な開発目標に関する取り組みを記載しております。

10ページをごらんください。1-6基本理念と基本方針でございます。「学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する ~豊かな人間性と自律性をはぐくむ~」といたしております。現計画の基本理念であります「学びあい 響きあう 茅ヶ崎の教育を創造する ~豊かな人間性と自律性をはぐくむ~」の「響きあう」の部分を「育ちあい支えあう」と変更しております。現計画の基本理念を継承しつつ、わかりやすい言葉にするとともに、教育にかかわる全ての主体がそれぞれの立場や役割を認め合い、ともに成長しようとする姿勢、教育行政とさまざまな分野の連携をより一層深めることで教育の果たす役割と可能性が大きく広がるということを意識して、教育にかかわる全ての取り組みを進めるためにこの基本理念といたしました。

11ページをごらんください。基本理念のもとに3つの基本方針を定めます。基本方針1は、「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」です。学校教育に関する基本方針です。児童・生徒の自分の人生や未来の社会を切り開くための生きる力を育みます。基本方針2は、「ひとづくりと地域づくりを進める社会教育の充実」です。社会教育に関する基本方針です。さまざまな活動へ参加するきっかけをつくり、地域社会をつくるための力を育みます。基本方針3は、「育ちあい、支えあう教育を支援する教育行政の充実」です。教育行政に関する基本方針です。教育に関する基礎調査・研究と教育施策の企画立案、安心して学べる教育環境の整備という行政が行うべきことをしっかりと進めてまいります。

12ページをごらんください。 1 - 7 基本方針別の重点施策です。基本方針 1 の学校教育に関する施策では、コミュニティスクールの導入に関すること、特別支援学級の全校設置とインクルーシブ教育の推進に関すること、教職員の働き方の見直しに関することを挙げています。基本方針 2 の社会教育に関する施策では、学びや交流の機会を通して青少年育成や教育力の向上を図ること、文化財の保存、活用、整備を進めて茅ヶ崎の自然や歴史、文化を学ぶ機会と都市資源を活用した教育活動でふるさと意識の醸成を図ることを進めてまいります。基本方針 3 では、教育に関する基礎研究をしっかり行い、その成果を活用すること、教育施設面からの教育環境の整備をすること、中学校給食の実現に向けて取り組むことを重点施策といたしました。

14ページをごらんください。 1-8 計画の体系図です。基本理念に基づく 3 つの基本方針ごとに施策と施策の方向を位置づけます。

1枚めくっていただき、第2部基本方針別の施策となります。

17ページから18ページをごらんください。施策1、児童・生徒の資質と能力をはぐくむ ための授業づくりと学びを支える体制の構築です。まず、現況をグラフ、データなどを交 えて記載しております。

19ページをごらんください。施策1の施策の方向を、この施策で取り組む重点施策も含めて記載をしております。

20ページをごらんください。教育行政とさまざまな分野との連携を深めることが重要と 考え、施策ごとに市長部局との連携を記載しています。施策の効果の確認をするため、指 標を挙げています。この指標により効果を検証してまいります。

次の21ページから41ページまで、同様の様式で施策の2から7までを記載しております。

続きまして、第3部計画の進行管理です。ページは、43ページから45ページをごらんください。

本計画の進行管理は、毎年度実施する教育委員会の事務の点検・評価と一体的に実施し、その結果を中間見直しや次期計画の策定に活用します。進行管理は施策の単位で行います。実際に行った施策の内容、過去数年間の指標の値などから、施策の成果や改善点を検証します。

46ページ以降は資料編となります。現在は空欄の部分もありますが、今後、事業の進捗 に合わせまして追記をしてまいります。 説明は以上です。よろしくご審議のほど願います。

- ○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。
- ○赤坂委員 2つほどに意見を述べます。

まず、10ページに関してです。みずからを律するの自律と、みずから立つの自立についてです。下の説明のところに、本計画ではこうしますというふうに規定されていますので全く問題はないとは思うんですが、ただ、私自身はちょっとこの捉え方が違うという意見を言いたいと思います。

国語辞典としての意味ではなくて、実際の教育の世界では、みずから立つのほうの自立をやっぱり多く使うと思うんです。例えばこれを、ちょうど今日見ていた雑誌ですが、自立活動というのはやっぱり立つほうの活動を使っていて――いや、問題はないです。規定されていますから問題はないんだけれども、本来は私は立つほうの自立のほうが上位概念、大きな考えではないかなと思っています。実際には両方の考えがあることもわかっております。それがちょっと疑問です。

それから、副主題の、豊かな人間性とみずから律するの自律性、これもやっぱり、最近はこういう言葉は余り教育の世界では聞かないなと。簡単に、豊かな心とか自分が立つ自立心、豊かな心と自立心を育むとか、そういう感じのほうがわかりやすいし、フィットするんじゃないかなという考えを持っています。

もう1つ、11ページです。2ページに本計画の範囲は学校教育及び社会教育とするというふうにはっきり決められていますので、それに関連して、この基本方針を3つ定められているのだと思います。基本方針の2番の中に、一番最後に「また、家庭教育と幼児期の教育を支援します」と文書をつけ加えられているんですが、私はやっぱり家庭教育が一番大事だと思っていますので、本計画の範囲は家庭教育も含めますというふうにして、3つの基本方針ではなくて4つの基本方針のほうが本当はいいだろうなという考えを持っています。家庭教育がやっぱり最も大事で、また実際やっていますものね。茅ヶ崎市教育委員会は、家庭教育に関することは研究だとか活動を、いろんなことをやっていますので、それを1つ柱で立てたほうがいいんじゃないかなという考えはあります。1つの意見です。〇竹内教育長 ありがとうございます。

○豊嶋委員 今、赤坂委員がおっしゃられたことと似ているんですけれども、11ページの 3つの基本方針の1のところですけれども、今、教育が乳幼児教育からという、幼児教育 の最初から主体的に深い学びといって、アクティブラーニングと言われている時代に来ています。これは昔から言われていたことで、遊びが大切だということで、幼稚園や保育園、そこから学んでいるんですけれども、それと何ら変わりがないんですけれども、特にそういうことに変わってきていますので、基本方針1の3行目「児童・生徒が」、そこに「幼児」というのを入れてほしいなという希望なんですけれども、「幼児・児童・生徒が、主体的に学習し」と入れてほしいと思いました。

あとは、赤坂委員もおっしゃったように、やはり全てが、家庭教育が崩れてきているからこそ、なかなか手づくりのこともできなくなってきている、心も育てられなくなってきている、そういうふうな時代にあって、どうしていったらいいかというのを一番に考えなくてはいけないのではないかなと私は思います。

- ○竹内教育長 ありがとうございます。
- ○伊藤委員 8ページのところにSDGsのことが載っていて、これはこれでいいと思うんですけれども、これをどうするのかみたいなことを今後どこかでお話があるといいのかと思います。8ページの最後の行を見ると、「教育行政には、17の目標に配慮しつつ、特に『4 質の高い教育をみんなに』に基づき、設定された10項目に配慮することが求められています」と書いてあり、求められているので、では、こうしましょうみたいなことが今後多分話し合われるのかなと思うところです。

それから、12ページのところに「特別支援学級の整備と児童・生徒指導及び支援の充実」ということ、これはやっぱりすばらしいことで、今後どんどん進めていただければと思います。

その下に書いてある「教育活動の支援と教職員の働き方の見直し」というところで、前もちょっとお話ししましたけれども、やっぱり教員の仕事の中には本来業務とそうではない業務がきっとあると思うんです。ですから、本来業務に集中できるような働き方の改革というか、働き方改革は教育の改革だと私は思うんです。学校改革と思うんです。ですから、働き方改革というのは教育の質の向上でもあると思います。ですから、本来業務と本来業務ではないものをきちっと分けて整理していくことが、これからはすごく大事かなとは思っているところです。

あと2つですけれども、17ページのところに「児童・生徒の資質と能力をはぐくむ」ということが書いてあって、中段あたりに「また、児童・生徒が安心して楽しく」と書いてある。これはすごく大事なことで、安全ではなくて、まずは安心なんですよね。なので、

それがここにきちっと書かれているということは、私はすばらしいことだなと思います。 ただ、上のところに「資質と能力」という言葉があるわけですので、これは今回文部科学 省からも、学習指導要領の改訂に伴い資質・能力の3つの柱と出てきていますので、今後 やはりそういうことも考えながら進めていかれるといいかなと思います。

それから、22ページあたりで、これはちょっと余計なことかなと思うんですけれども、2) 施策の方向というところで「適正な人材を確保するとともに」ということが書いてあって、そのとおりだと思うんです。同時に、先ほども異動方針が出ていましたけれども、いろいろな、例えば指導主事さんの年齢とかをもっと若返らせてもいいのかなと。どう表現していいかわからないんですけれども、ある程度の年齢でとなってしまうと、その年齢の教員が今すごく薄くなっているんじゃないかと思うんです。そうすると、その辺について、どうするかということを今後きっと考えていく必要が出てくるのかなと。もう既になされていることかもしれないんですけれども、何かそんなことを思いました。

○竹内教育長 ありがとうございます。

○城田委員 最後の伊藤委員の適正な人材の確保というところで、やっぱり触れなきゃいけないかなと思って、神戸の小学校の先生の行為というものには、茅ヶ崎にはそういう先生はいらっしゃらないと思いますけれども。今後そういう先生が茅ヶ崎で生まれてしまう可能性はゼロではないというところで、やっぱり先生に対する教育とか人材の確保とか、市長部局の連携の中でも連携して教育をしていくようなことが書かれていますので、書くだけではなくて、それはしっかりと実現していただきたいなというところは切に願っております。

それと、伊藤委員からのお話の中で持続可能なSDGsというところ、持続可能なという言葉だけで考えたときに、茅ヶ崎のいろんな文化財がありますよね。それに関して、丸ごとふるさと発見博物館事業でそれの利活用の部分は茅ヶ崎ではしっかりされていると思うんですけれども、利活用を維持するためには財源が必要であって、それを行政だけで補うのではなくて、しっかりと市民の方、市外の方に発信して、それ自身が財源を生むような仕組みもとっていかないと。これを持続するのに、ただ垂れ流しで行政がお金をつぎ込むだけでは維持に限界が来ると思うので、やっぱり独立して、そこがお金を生み出すような利活用をしていかないと、持続はしていかないのかなと思います。現在指定されているもの、これから活用が大変に見込まれる下寺尾の遺跡群だとか、そういうものを視野に入れてやっぱり考えていかなきゃいけないのかなと思いますので、意見として、まあ、先の

話ですけれども、そういったものも視野に入れて進めていっていただきたいと思っております。

○竹内教育長 ありがとうございます。

ほかにご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにご意見等がなければ、日程第2 教委議案第47号茅ヶ崎市教育基本計画(素案)については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決します。

次に、日程第3 教委報告第30号茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末 手当に関する条例に対する意見に関する専決処分について、及び日程第4 教委報告第31 号茅ヶ崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例に対 する意見に関する専決処分についての以上2件は関連がありますので、一括して議題とい たします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 教委報告第30号茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に対する意見に関する専決処分について、及び教委報告第31号茅ヶ崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例に対する意見に関する専決処分についてにつきまして、教育総務課長より一括してご説明いたします。

まず初めに、議案書5ページ、教委報告第30号茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用 弁償及び期末手当に関する条例に対する意見に関する専決処分についてにつきましてご説 明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の報酬、費用弁 償及び期末手当に関し、必要な事項を定めるため提案されました茅ヶ崎市会計年度任用職 員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例につきまして意見を求められたものでござ います。

議案書8ページをお開きください。本条例の内容をご説明いたします。

第1条で趣旨を規定し、その後、支給する報酬の内容、基本報酬の額の算定方法、第2 条に掲げられた初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤 務手当及び宿日直手当に相当する報酬の支給方法のほか、通勤に係る費用弁償及び期末手 当の支給方法等を規定するものでございます。 また、本条例の施行に際し必要な事項は規則で定めることとされております。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行することとされております。

次に、議案書19ページ、教委報告第31号茅ヶ崎市公益法人等への職員の派遣等に関する 条例等の一部を改正する等の条例に対する意見に関する専決処分についてにつきましてご 説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、関係条例の規定を整備するため提案されました、茅ヶ崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する 等の条例につきまして意見を求められたものでございます。

議案書22ページをお開きください。本条例の内容についてご説明いたします。

本条例の改正等は、先ほどご説明いたしました教委報告第30号にございます会計年度任用職員制度を導入することに伴いましての所要の規定の整備を行う条項がほとんどでございますが、議案書23ページの第6条につきましては、茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定されていた特別職の職員から会計年度任用職員に移行する職員を除くための規定でございます。

加えて、議案書34ページの第11条につきましては、茅ヶ崎市非常勤嘱託員等の報酬及び 費用弁償に関する条例に規定されていた非常勤嘱託員等の多くが会計年度任用職員に移行 することから、当該条例を廃止するものでございます。

本条例は令和2年4月1日から施行することとされております。

説明は以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第3 教委報告第30号茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に対する意見に関する専決処分について、及び日程第4 教委報告第31号茅ヶ崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例に対する意見に関する専決処分についての報告を承認することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第5 事務報告に移ります。令和元年第3回市議会定例会について、担当事 務局、説明をお願いいたします。 ○教育総務部長 教育総務部長より、令和元年第3回市議会定例会につきましてご報告を させていただきます。

定例会は、8月29日から10月2日までの会期35日間で開催されました。

8月29日の本会議におきまして、教育長の任命について審議され、竹内教育長の任命が 同意されたところでございます。

9月3日に行われた決算特別委員会文化教育分科会では、対象事業について決算事業審査が行われ、教育委員会関連では、学校教育指導課の児童・生徒指導推進事業と青少年課の(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業及び(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設運営業務が対象となりまして質疑が行われました。前者につきましては、市費で採用するスクールソーシャルワーカーや弁護士資格のある職員の対応も始まり、関係機関との連携を図り、教員へのフォロー体制を整え、いじめや問題行動の解決に向けて取り組んでおり、一定の評価ができる。しかし、子供たちを取り巻く環境は複雑化、深刻化しており、教職員が適切に対応するためにも事業内容を充実させる必要があること。また、後者につきましては、複合施設として市民の期待は高い。整備事業から運営の開始まではおおむね順調に進んだと考えられる。今後は、多世代交流や体験学習にかかわる事業を定着させ、より広がりのある活動となることを期待するという理由から、議会の評価はいずれにつきましても拡充ということになっております。

9月5日に行われました決算審査小委員会では、評価対象事業以外の決算に関する質疑がございました。教育総務部関連では、広瀬委員より、健康管理経費、要保護及び準要保護児童就学援助事業につきまして質疑がありました。また、新倉委員からは、学校敷地借上料について、小島委員、小磯委員からは学校施設整備事業費について質問がありました。教育推進部関連では、菊池委員より、特別支援教育指導関係経費、特別支援教育相談事業費、市民提案型協働推進事業として行いました学習支援事業費等につきまして質問がございました。青少年教育相談経費につきまして、小島委員、水本委員、山田委員より、心の教育相談事業、スクールカウンセラー活用事業、あすなろ教室などにつきまして質問がございました。なお、歳出に引き続き歳入の質疑がございましたが、教育委員会関連の質疑はありませんでした。

9月11日に開催された決算特別委員会におきまして総括質疑が行われました。広瀬委員より学校施設整備に関しまして、豊嶋委員より(仮称)歴史文化交流館事業について、また、新倉委員より学校におけるいじめに関しての質問がございました。

12日には文化教育常任委員会が開催され、小学校費として、梅田小学校、香川小学校の整備事業費、また、中学校費として鶴が台中学校の整備事業費、さらに社会教育費として埋蔵文化財遺跡確認事業費及び青少年広場整備事業費の補正予算総額4112万9000円について審査され、原案のとおり委員会承認を受けました。

9月25日の本会議におきまして、各議案の最終審議が行われ、平成30年度決算、補正予算などについて議会承認されたところでございます。

9月25日から10月2日にかけまして、本会議第3日から第7日までが開催され、一般質問等が行われました。質問には18人の議員が立ち、このうち教育委員会関連の質問をされたのは8人でございます。質問の内容につきましてはお手元の資料51ページから記載がございますので、ここでの説明は省略をさせていただきたいと思います。

以上で令和元年度第3回市議会定例会の報告でございました。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ、日程第5 事務報告を終了いたします。

次の議題以降は、教育委員会表彰及び人事に関する案件でございますので、その性質 上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開会といたします。

それでは、日程第6に入る前に事務連絡をお願いいたします。

[事務連絡]

午後3時37分閉会